

十七世紀の江戸町方史料 (1)

——「日記言上之控」(元禄十三年)——

吉原健一郎

ここに紹介する史料は、十七世紀における総城下町江戸の町の実態を示す記録である。旧所蔵者は南伝馬町の伝馬役・名主であった高野家で、現在は東京都公文書館に所蔵されている。表題は「日記言上之控」とあり、右肩に「元禄十三庚寅年（つね）」、左肩に「正徳元辛卯年迄 同二年迄」と記されている。美濃版大横帳の冊子で、本文中に「付落」などの記載がある所をみても、また比較的整理されている¹⁾。記述されている点からも、いわゆるメモではなく、ある時点でまとめられたものと考えることができる。

内容は、高野家支配の町々(南伝馬町二丁目・南鞆町・南塗師町・松川町一丁目・同二丁目・通三丁目代地)

に生じた種々の事柄が編年的に書きつけられている。表題にあるごとく、元禄十三年から正徳二年までの十三年間の記録であるが、その内容の中心は表題の「言上」という言葉にみられるように、町名主から町奉行所の「言上御帳」(以下「言上帳」と略称す)へ報告記入した事項が主となっている。⁽²⁾

江戸の町名主が町奉行所に支配下の町々の必要事項を報告し、「言上帳」に記入するようになったのは、町名主が制度化された十七世紀のことと思われるが、それ以前は如何なる手続きによったものかは明らかでない。各事項の末尾にある「両御帳」「両御番所御帳」という記述から、「言上帳」は両番所(両町奉行所)に備えられ、町名主(ないし代理の者)が、これに記帳することによって、事実の確認ないし文書の効力が発生したものと考えてよいだろう。ちなみに、本史料中の町奉行は、

松前伊豆守嘉広 元禄十年四月十四日〜同十六年十一月十三日

保田越前守宗郷 元禄十一年十二月一日〜宝永元年十月一日

である。

「言上帳」への記載事項は多様であるが、その主要なものは、欠落・盗人・捨子・捨物・倒者・落し物・義絶・勘当・町預りであり、いわば城下町の住民支配の上での基本的事柄と認識されていたものである。これらの内容を詳述することは省略するが、ここでは欠落の概略を説明しておこう。本史料(元禄十三年)の欠落を整理して表にしてみた。⁽³⁾ 欠落人三八件のうち、届出人が店借人であるものが三六件であることが注目される。しかも、これら店借人の本人ないし家族の欠落は少なく、彼等の召

十七世紀の江戸町方史料(1)

高野支配町の欠落人(元禄13年)

番号	月 日	届出人町名, 職業		欠落人 (年令)	年季	理由, 結果
1	1. 14	通三丁目代地	水菓子屋	召使 (21)	6	
2	1. 26	通三丁目代地	障子屋	同 (19)	10	取逃
3	2. 4	南伝馬町 2丁目	(相模屋)	同		
4	2. 8	南鞆町	(五兵衛)	寄子(36女)		
5	2. 14	南伝馬町 2丁目	筆 屋	召使(20位)	8	取逃
6	2. 15	南塗師町	(清兵衛)	悴 (16)		
7	2. 27	南鞆町	大 工	弟子	8	借金
8	3. 5	南塗師町	大 工	同居屋根葺		
9	3. 10	同 町	仁兵衛	召使		取逃
10	3. 21	南鞆町	(商人)	召使 (11)		
11	3. 21	松川町 2丁目	家 主	出居衆(45)		
12	3. 25	同 町	家 持	召使 (18)		取逃
13	4. 3	南塗師町	屋根屋	弟子 (24)	8	
14	4. 4	南伝馬町 2丁目	(勘兵衛)	召使 (20)	10	
15	4. 19	同 町	(長右衛門)	同	10	
16	4. 22	松川町 1丁目	(与兵衛)	出居衆		首縊
17	4. 23	南鞆町	大 工	弟 (16)		
18	5. 16	同 町	(十左衛門)	悴 (26)		
19	5. 19	南伝馬町 3丁目新道	—	(三右衛門)		欠所
20	5. 20	南鞆町	(左兵衛)	妻の妹(23)		
21	6. 16	南塗師町	大 工	弟子 (17)		同店弟子(16) と伊勢参官
22	6. 17	同 町	(善兵衛)	出居衆(24)		
23	7. 2	南伝馬町 2丁目	(喜兵衛)	召使 (13)	12	
24	7. 12	南塗師町	大 工	弟 (22)		
25	7. 16	同 町	(勘左衛門)	召使	10	
26	7. 16	南伝馬町 2丁目	—	大工 (30)		欠所
27	7. 16	通3丁目代地	(清兵衛)	悴 (15)		
28	8. 26	南鞆町	(孫兵衛)	鞆 (32)		
29	8. 29	同 町	(八郎左衛門)	召使 (17)	10	
30	9. 6	同 町	(武太夫)	同 (30)	8ヵ月	取逃
31	9. 15	同 町	大 工	弟子 (21)	10	
32	9. 29	南塗師町	同	召使 (18)		
33	10. 12	南伝馬町 2丁目	桶 屋	同 (20)	10	引負
34	10. 21	南塗師町	(三郎兵衛)	出居衆(32)		
35	11. 3	同 町	(作左衛門)	召使 (19)	10	
36	11. 4	南鞆町	—	(八兵衛)		欠所
37	11. 8	松川町 2丁目	(清兵衛)	召使		引負
38	12. 21	南伝馬町 2丁目	籠 屋	同 (20)	8	

職業不明の者は本名を記入した(家持・家主の各1名をのぞき, すべて届出人は店借)。

使・弟子・出居衆といった人びとが圧倒的多数であった。

十七世紀後半(明暦の大火後)の江戸は、資本の流出入、地方からの人びとの流入によって、それ以前には想像されなかったような都市拡大が起こり、都市の構造が大きな変化をみせた時期であった。その結果、江戸には大量の下層町人が滞留し、市中の人口を増大させるのであるが、そのメカニズムが欠落の実態を分析することによって可能になると考えられる。今後元禄十四年以降の史料をも紹介しながら、これらの点について具体的に追及してみたいと考えている。

なお、この史料の複写に関しては、成城大学文芸学部特別研究助成費「祝祭の文化史的研究」の一部を充てたことを付記しておく。

註

- (1) 表紙右下に「見分ヶ書抜濟」とあることからも抜書であることは明らかであるが、筆跡からみても、正徳二年以後それほど後代のものとは思われない。
- (2) 高野家文書、および「日記言上之控」については、詳しくは、片倉比佐子『元禄の町』(都史紀要28、東京都、一九八一年)および吉原著『江戸の町役人』(江戸選書4、吉川弘文館、一九八〇年)を参照されたい。
- (3) 吉原著「近世都市の商工業」(『中世史講座』第三卷、学生社、一九八二年)一九八頁。

「日記言上之控」

元禄十三庚辰年

辰正月九日

一、南塗師町文右衛門店大工佐兵衛申上候、去ル六日之夜四つ前盗人參、紬茶色両面之着物袴つ、紋所くわの内ニかたばミ、紬けんぼう着物袴つ、紋所右同断、紬嶋黒鶯色袴袴つ、紬びんろうじ染綿入羽織袴つ、黒竜紋帶袴筋

右メ五色、去ル六日之夜盗レ申候ニ付、為後日申上候由、今日越前守様御番所江申上ケ両御帳ニ付置申候

辰正月十二日

一、内藤宿問屋高松喜六郎・飯田市左衛門兩人參、我等共義、右之場所問屋被仰付候旨、今日申届候由申来候

辰正月十七日

一、通三丁目代地善右衛門店水菓子屋五郎右衛門申上候、私召使弥兵衛与申者、神田須田町袴丁目次

左衛門店長左衛門請人ニ而徳兵衛与申者人主ニ而去ル卯年ノ中年六年季ニ相定、給金貳兩貳分借シ召仕候処、当十四日ノ宿ヲ罷出帰不申ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候 弥兵衛年廿一才

辰正月十九日

一、南塗師町玄立店次郎兵衛召仕吉兵衛与申者、木綿壳ニ罷出候而福嶋町又四郎店三郎兵衛与申者方江参候而不慮ニ口論仕候上、吉兵衛頭ニ式ケ所疵付申候而三郎兵衛ハ欠落仕候、則場所ノ越前守様御番所江申上、御檢使申請候而主人次郎兵衛、家主玄立煩ニ付名代十兵衛共ニ立合口書仕、翌廿日之朝被召出、御詮義之上手負申候吉兵衛義ハ主人次郎兵衛方江引取、疵養生可仕候、欠落三郎兵衛義者店請人方ノ十日之内ニ可尋出旨証文被仰付候

御檢使
高坂十郎右衛門殿

土橋孫助殿

一、右之吉兵衛疵直り申ニ付、二月廿八日之朝、越前守様江御訴申上候得ハ御構無之候間かせぎ等ニも出シ可申旨被仰付候

辰正月十九日

一、火之元改御目付別所孫右衛門様、今昼四つ時通三丁目代地御通り被成候節、家主方屋善右衛門方ニ而惠美講仕候上、酒盛仕、殊之外さわぎ候ニ付、町代与兵衛ニ申付候様ニ孫右衛門様御侍衆被仰候間、見世之障子ヲたゞき候而しづかに仕候様ニ申候ハ、殊之外内ノ悪口申候ヲ御侍衆御聞被成、孫右

衛門様江被仰上候得へ、翌廿一日之朝五つ時善右衛門召連、御役所江可罷出旨被仰付、則罷出御詔言申上候得へ、此度者御赦免被成候旨被仰、帰り申候

但、翌廿二日為御礼、善右衛門并五人(組)与名主名代半兵衛共ニ参候

辰正月廿二日

一、南伝馬式丁目喜兵衛店与兵衛申上候、私甥吉左衛門年四拾才計、同弟長次郎年三十四五才計、二人共父之方之甥ニ而生国河内国たんなん村之者ニ而御座候、常々不屈者ニ而御座候ニ付儀絶仕度旨、

越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰正月廿八日

一、通三丁目地忠三郎店障子屋長兵衛申上候、私召仕市助与申者、遠州之者ニ而年十九才ニ罷成候者、芝高輪家持平四郎請人ニ而申ノ三月夕午三月迄、中年十年季ニ相極、給金老両式朱借シ召仕候処、当月廿六日之朝、金老両老分銀五匁取逃仕候間、今日越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰二月九日

一、南鞘町次郎兵衛店五兵衛寄子せき与申女、当年三十六才ニ罷成候、昨暮時分より宿ヲ罷出帰り不申ニ付、今日 伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

右之女生国水戸

同日

一、南伝馬式丁目藤兵衛店相模屋十兵衛申上候、私召仕市兵衛与申者、去ル四日夕宿ヲを罷出帰不申ニ付、伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰二月十六日

一、同町善之丞店筆屋勘兵衛申上候、私召仕平兵衛与申者、生国上総之者ニ而年二拾才計ニ罷成候、音羽町勘兵衛店門左衛門請人ニ而去ル丑ノ三月四日夕酉三月迄、中年八年季ニ給金壹両貳分借シ召仕候処、去ル十四日ニ金貳分、絹帶老筋取逃仕候間、伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰二月十八日

一、南塗師町作十郎店清兵衛世倅牛之助、年十六才ニ罷成候者、去ル十五日ニ宿ヲ罷出帰不申ニ付、伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

同日

一、南伝馬式丁目太右衛門申上候、私家之前江今曉七つ過ニ年来四拾余之男参懸り倒レ申候ニ付、町人共立合介抱仕候処ニ間もなく相果申候、懐中ニ鼻紙袋有、披見仕候得ハ金六町長三郎与申書物有之ニ付、相尋候得ハ金六町ニ而吉兵衛店勘兵衛与申者之召仕之由申候ニ付、双方立合 伊豆守様御番所江罷出、右長三郎死骸主人方江引取申度段、御訴訟申上候得者願之通被仰付、則死骸相渡シ勘兵衛并家主加判之証文取之候、此段両御番所御帳ニ付申候

辰二月廿九日

一、南鞘町七郎右衛門店大工九左衛門申上候、私弟子半兵衛与申者、閑宿ニ而弥次兵衛与申者請人ニ取、七年已前三月の八年季ニ給金壹兩三分借シ召仕候処、今月廿七日ニ金四兩壹分銀拾貳匁三歩錢四百文、外ニ借り金仕手形有之、遣捨申候而欠落仕候間、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰三月九日

一、南塗師町七兵衛店大工庄兵衛申上候、私近付藤三郎与申年十九才ニ罷成候者、店ヲ借申内差置くれ候様ニ申ニ付、先月廿九日ハ私方ニ指置候処ニ、当月五日ニ宿ヲ罷出帰不申候ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

藤三郎前度ハ松や町庄兵衛店ニ居申候やねふぎニ而御座候

辰三月十一日

一、南塗師町玄意店甚四郎申上候、私弟次郎介与申者、松川町貳丁目与兵衛店罷有候、常々不見届番ニ候ニ付、勘当仕度旨、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰三月十二日

一、南塗師町甚九郎店仁兵衛申上候、私召仕八兵衛与申者、本庄福嶋町伊右衛門店喜右衛門請人ニ而召仕候処、一昨日金貳兩程取逃仕候間、今日 越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰三月廿三日

一、南鞘町次郎兵衛店平兵衛申上候、私召仕權之介与申、年十一才ニ罷成候者、去ル廿一日ニ物売ニ出

シ申候処、尔今帰り不申候ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候
同日

一、松川町式丁目与兵衛店甚兵衛申上候、私甥吉兵衛与申、年三十六ニ罷成候者、六年以前私商売物
之跡式相渡シ、南伝馬老丁目権左衛門店ニ差置候処ニ、当月廿日ニ欠落仕候、常々不見届者ニ付、儀
絶仕度旨、今日 越前守様御番所江申上ケ、兩御帳ニ付申候

辰三月廿六日

一、松川町式丁目家持道安申上候、私召仕三助、年十八才、加賀町八右衛門店七兵衛請人ニ而召仕候
処、昨廿五日ニ取逃仕候

金老兩老分、錢留布子老つ、鶯色之木綿裕老つ、かびたん裕羽織老つ、毛どろめん帯一筋、木綿黒
とび裕羽織老つ、浅黄風呂敷老つ、メ六色取逃候間、越前守様御番所江申上ケ、兩御帳ニ付申候

辰三月晦日

一、松川町式丁目家主善右衛門申上候、私出居衆善兵衛与申者、年四十五才ニ罷成候、当月廿一日之
夜夕宿ヲ罷出帰り不申ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰四月七日

一、南伝馬式丁目善之丞店勘兵衛申上候、私召仕平助与申年廿才ニ罷成候、本材木町与兵衛店勘兵衛
請人ニ而亥ノ五月廿三日夕中年十年季ニ給金老兩借シ召仕候処ニ、去ル四日ニ欠落仕候間、伊豆守様

御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰四月七日

一、南塗師町玄意店屋ねや太郎兵衛申上候、私弟子四郎兵衛与申年廿四才ニ罷成候、元赤坂町忠右衛門店利兵衛請人ニ而卯ノ年ノ八年季ニ給金壹兩貳分借シ召仕候処、去ル三日ニ欠落仕候間、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰四月廿二日

一、南伝馬式丁目正悦店長右衛門申上候、私召仕徳兵衛与申者、加賀町八右衛門店仁左衛門請人ニ而當三月廿二日ノ十年季ニ給金壹兩三分借シ召仕候処ニ當月十九日ニ欠落仕候間、今日 伊豆守様御番所江申上ケ、兩御帳ニ付申候

辰四月廿三日

一、松川町老丁目伊左衛門店与兵衛出居衆左兵衛与申者、去ル廿二日之晚ノ宿ヲ罷出、歸り不申候ニ付、御帳ニ可付と存候処ニ同廿三日之朝、大鋸町中通橋ノ下ニ而首鑑くわん相果申候ニ付、場所ノ御檢使申請為相知候間、宿与兵衛家主伊左衛門共ニ立合、口書仕候而御前江罷出、御詮義之上与兵衛方江死骸引取可申旨、伊豆守様御番所ニ而被仰付候

辰四月廿九日

一、南鞘町惣兵衛店大工次郎兵衛申上候、私弟権平与申年十六才ニ罷成候者、當廿三日ノ宿ヲ罷出歸不

申候ニ付、方々相尋候得共、行衛不知候間、伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候
同五月朔日

一、南塗師町玄立家之前ニ昨夜四つ過、式歳計之女子捨置候間、早速養育仕置、今朝 越前守様御番所江御届申上候得ハ、御前江被召出、養育仕置養ヒ可申と申者有之候ハ、御訴可申旨被仰付候、此段両御帳ニ付申候

右之捨子、芝金杉式丁目吉左衛門店長兵衛養ヒ申度旨申ニ付、五月六日御訴申上候ヘハ、願之通被仰付、則長兵衛方江遣申候

此段 伊豆守様江も御届申上候

辰五月三日

一、松川町老丁目喜右衛門店久右衛門申上候、権八与申者之請ニ立、通老丁目木原屋敷次郎兵衛店左次右衛門方江当三月五日ハ年季之奉公ニ出置候処、給金老兩式分借り申候、当月朔日金式兩取逃仕候由、主人方ハ断有之ニ付、今日 越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰四月廿二日付落

一、風廻り御番衆坪井三右衛門様、南伝馬式丁目御通り、無宿太郎兵衛与申者捕御預ケ、町御奉行様ハ御差函次第ニ召連可参旨被仰渡候間、月行事五郎右衛門五人組共ニ、伊豆守様江申上ケ、両御帳ニ付申候、同日昼七つ時從伊豆守様御番所、菱田政右衛門殿御使ニ而無宿太郎兵衛被召出、御詮義之

上、非人ニ御渡シ被成、善七手下ニ罷成候、此段両御帳ニ付申候、坪井三右衛門様へも名主月行事御届ニ參、右御番所ニ而被仰付候趣、口書之手形仕候

無宿太郎兵衛生国ハ幼少之時分參候ニ付不覚候、年十八、九年以前小石川八右衛門方へ養子ニ參、其後父子共ニ非人ニ罷成、田舎ニ而非人仕候、当五月ノ江戸江罷出候

辰五月八日

一、火之元改御目付天野伝四郎様、今昼八つ時木挽町七丁目ニ而無宿久兵衛申、年廿七才ニ罷成候者御捕被成、宿御吟味被成候へハ、南伝馬式丁目太右衛門店勘右衛門申者宿之由申上候ニ付、勘右衛門召連御屋敷可參旨、月行事又左衛門申者申来候間、右勘右衛門并家主太右衛門頼代勘兵衛共ニ罷出候旨之処、勘右衛門日用取ニ罷出候而婦不申候ニ付、其段御断申上候得ハ、明五つ時ニ可罷出旨被仰付、則翌九日五つ時双方罷出候処ニ、勘右衛門申上候ハ久兵衛兄神田鍛冶町庄兵衛申者、隨ニ請合申ニ付、寅三月ノ去年三月迄、私請ニ立浅草田原町老丁目花屋吉兵衛方江奉公ニ出シ、夫ノ当三月迄新石町式丁目伊勢屋久兵衛方江奉公ニ出シ暇取申候、右請合候庄兵衛、寅ノ十二月相果申候ニ付、下請無之候故、立替候様ニ申候得共不埒候間、私方江寄懸不申候由申候、今昼七つ時、越前守様御番所江召連可參旨被仰付候ニ付、罷出候得者御詮義之上、無宿久兵衛申上候ハ本石町三丁目大坂屋利右衛門召仕ニ私從弟有之候間、下請ニ頼可申候、若此儀違候ハ、外之宿江罷越候様ニ可仕旨申上候間、左候ハ、先勘右衛門方江引取、下請相立候様ニ為致、相对可仕候、若下請も無之、外江參

候宿も無之、勘右衛門方ニも難差置候へ、追而可申上旨被仰付候間、先勘右衛門方へ引取申候、此旨伊豆守様并天野伝四郎様へも御届申上候

無宿久兵衛生国京都之者

右之久兵衛下請人も相立不申、勿論何方へ茂參所無之ニ付、五月十四日勘右衛門御訴訟申上候得者揚り屋江久兵衛ヲ被遣候、此段兩御帳ニ付申候

辰五月廿日

一、南鞆町六郎兵衛店十左衛門粹半助与申者、年廿六才ニ罷成候、当月十六日之朝宿を罷出、尔今婦不申、行先如何様之義可仕茂知レ不申候間、今日越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰五月廿二日

一、同人店左兵衛申上候、私妻之妹さたと申女、年廿三才ニ罷成候、当廿日之夜四つ過宿を罷出、婦不申ニ付、今日迄方々相尋申候得共、行衛相知レ不申候ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰五月廿六日

一、火之元改御徒目付山尾助右衛門殿、松川町中通七兵衛・善右衛門前ニ而無宿長助与申者御捕被成、御預ケ、翌廿七日別所孫右衛門様へ召連可參旨被仰渡候間、月行事五人共ニ、越前守様御番所江申上ケ、兩御帳ニ付申候、則翌日朝五つ時、孫右衛門様へ召連罷出候處、御詮義之上、越前守様御番

所江召連可參候由被仰付候間、同日昼時罷出候得者御詮儀之上、長助義揚り屋江被仰付候、此段兩御帳ニ付申候、孫右衛門様江も月行事御届ニ參候

辰六月十九日

一、南塗師町文右衛門店善兵衛申上候、私出居衆徳兵衛与申、年廿四才ニ罷成候者、去ル十七日之昼八つ時分、欠落仕候ニ付、今日 伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候
辰六月三日付落

一、南伝馬町式丁目名主新右衛門申上候、町内北ノ方辻江例年神田天王祭礼ニ付、飯屋ヲ立、神輿御出当七日ノ十四日迄、昼夜參詣之人立も多ク御座候、為御届申上候旨、三日之朝 伊豆守様御番所江月行事共ニ申上候得者御前江罷出候、例年之通ニ可仕旨被仰付候、越前守様御番所へも御届申上候
辰六月同日

一、南伝馬三丁目新道太兵衛店三右衛門、五月十九日ニ欠落仕候間、伊豆守様御番所申上ケ兩御帳ニ付申候、右欠所道具、巳ノ二月四日ニ樽屋殿蔵江納申候

辰六月廿三日

一、南伝馬式丁目正悦店市兵衛申上候、私寄子利兵衛与申者、三拾間堀七丁目橋本屋八右衛門方江給金貳兩借り、老季居之奉公ニ出し置候処、当十九日利兵衛欠落仕候間、同廿二日主人八右衛門御帳ニ付候由承届候間、今日市兵衛家主五人組一同ニ、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰六月廿四日

一、南伝馬町式丁目三丁目四つ辻家主正悦・喜兵衛申上候、私共四つ辻ニ古キ明錢箱壹つ捨有之候ヲ今朝見出候間、申上候旨、今朝 伊豆守様御番所江御届申上候得、御前江被召出、御詮儀之上、三日さらし置、主出候而も不出候而も御訴可申上旨被仰付候、此段兩御帳ニ付申候、右捨物主出不申候ニ付、同廿七日之朝御訴申上候得、所払ニ被仰付、代物ニ而差上候様ニ被仰付候間、入札ニ仕、落札代銀子四匁ニ売払、同日御番所江差上申候、正悦・喜兵衛罷出候

辰七月朔日

一、通三丁目代地善右衛門店道明屋喜八郎申上候、昨夜盗人入、錢箱壹つ錠ともニ錢入候箱壹つ、内ニ金三兩三步、銀五拾五匁、錢三貫五百匁、古キ絹さいふ一つ、黒キ巾着壹つ、店賃之通壹つ、右之通盗レ申ニ付、今日 越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰七月二日

一、南翰町六左衛門店加右衛門申上候、先月晦日長者が丸江參候道ニ而鼻紙袋落シ申候、内ニ印判諸事書物など有之候ニ付、為後日 越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰七月六日

一、南伝馬町式丁目太右衛門店喜兵衛申上候、私召仕太郎吉与申、年十三才ニ罷成候者、岡崎町加兵衛店権兵衛与申者請人ニ而給金壹兩借シ、十戌年季ニ召仕候処、当二日ニ欠落仕候間、今日 越前守様

御番所へ申上、兩御帳ニ付申候

辰七月八日

一、火之元改御役別所孫右衛門様、南伝馬町式丁目御通り、無宿八右衛門与申者御捕、御預ケ被成候間、越前守様御番所江月行事五人組共ニ御届ケ申上、兩御帳ニ付申候、則今日孫右衛門様へ召連參候処ニ、越前守様江參候様ニ被仰付候間、罷出候へハ、御詮儀之上、無宿八右衛門申候ハ私年三十才ニ罷成候、生国勢州白子村之者、十二三年前ニ江戸江罷下り、去ル卯年ハ永富町こんにやく屋伊兵衛方ニ奉公仕罷有候、則請人ハ糶町十三丁目こんにやく屋八兵衛与申候、然所ニ此者夫婦共ニ相果候ニ付、可參方無之、無宿ニ罷成候、何とぞ国元へ參度旨奉願候故、戸川備前守様へ被仰遣候得共、国元江聞ニ被遣候由御返事ニ付、其内八右衛門儀揚り屋江被仰付候

此段兩御帳ニ付、孫右衛門様へも御届申上候

辰七月十五日

一、南塗師町勤兵衛店大工五郎兵衛申上候、私弟喜惣右衛門与申、年廿才ニ罷成候者、当十二日之朝欠落仕候間、今日 越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰七月十二日

一、火之元改御役水野小左衛門様、南伝馬町式丁目御通り、無宿関介与申者御捕、御預被成候間、越前守様御番所江月行事五人組共ニ御届申上、兩御帳ニ付申候、則無宿関介義、小左衛門様江被召出、

御詮儀之上、越前守様江可参旨被仰付候間、羅出候得者御詮儀之上、関介儀揚り屋江被仰付候

此段兩御帳ニ付、小左衛門様へも御届申上候

辰七月十八日

一、南伝馬式丁目忠左衛門店八兵衛申上工、年三拾才ニ罷成候、店借人ハ南鍛冶町平右衛門店兵左衛門与申候、然処右之八兵衛、当月十六日ニ大工道具箱持出、帰り不申候間、今日 越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候、諸道具關所ニ被仰付、同日目錄差上申候

右之關所道具、已二月四日ニ樽屋殿藏江納申候

辰七月十八日

一、通三丁目代地与惣兵衛店清兵衛申上候、私悴清吉、年十五才ニ罷成候、当十六日夕宿を罷出、帰り不申候ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰八月三日

一、松川町式丁目家主清左衛門申上候、私家之前江もへぎかや老つ捨有之候間、伊豆守様御番所へ申上、兩御帳ニ付申候、御前江罷出、御詮儀之上、三日さらし置、主出候而も不出候而も御訴可申上旨被仰付候

右捨物主出不申候ニ付、同五日ニ御訴申上候へハ所払ニ被仰付、則入札ニ仕、落札代銀拾式匁式分ニ売払、翌六日ニ御番所江差上申候、此段兩御帳ニ付申候

辰八月七日

一、南塗師町甚右衛門店大工庄兵衛申上候、私弟子三之介、年十七才ニ罷成候

同店甚兵衛申上候、私弟子勘太郎、年十六才ニ罷成候、二人共ニ六月十六日ニ伊勢參宮仕候由ニ而宿を罷出尔今帰不申候間、為後日申上候旨、今日 伊豆守様御番所江申上ケ、兩御帳ニ付申候

辰八月八日

一、南塗師町又兵衛店勘左衛門申上候、召仕八郎兵衛与申者十年季ニ給金沓兩式分借シ召仕候処、ウツ六日欠落仕候間、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰八月十日

一、南鞘町作右衛門店髮結長兵衛申上候、当月七日之夜盜人ニ逢申候

金式分式朱、錢三貫五百文、嶋さいふニ入、嶋紺ノ木綿夜着沓、裏とひ浅黄木綿ふとん沓、表花色裏こもん木綿浅黄ひとへ物沓、木綿花色両面之裕沓、白木綿(暗カ)表沓、さらし帷子沓、もん丸之内ニ違たかのはさいみノ柿帷子沓、麻上下一具、もんちやう浅黄こもん茶屋染女帷子沓、小立帷子沓、同浅黄小立帷子沓、小立単物沓、もやうかたニ糸びすそニばせう花色せんたく物表裏共ニ、刺刀五本右之通、去ル七日之夜盜レ申ニ付、今日 伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰八月廿日

一、南塗師町家持四郎兵衛申上候、私姪まさたと申女、常々不見届者ニ御座候間、儀絶仕度旨、今日

伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰八月廿七日

一、火之元改御役水野小左衛門様、今昼七つ時、南鞘町御通り、無宿関介与申者、年五十才ニ罷成候者御捕、御預ケ被成候間、伊豆守様御番所江月行事五人組共ニ御届申上、兩御帳ニ付申候、翌廿七日ニ小左衛門様へ被召呼、御詮儀之上、関介申候ハ生国ハ信州みきの村ニ而松平撰津守様御領分之者ニ而候由申上候ニ付、御屋敷江被仰遣候得ハ、小沢政右衛門殿と申仁、請取ニ被參、右之関介義、直ニ御役所ニ而引渡シ申候、此段兩御番所江御届申候

辰八月廿九日

一、南鞘町作右衛門店孫兵衛申上候、私掣小右衛門与申者、年三十才ニ罷成候、親元ハ教寄屋町金兵衛与申者ニ而候、右之小右衛門、当五月ノ私方ニ指置候処ニ、去ル廿六日ノ宿ヲ罷出、帰不申候、行先如何様之義可仕も知レ不申候ニ付、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰九月二日

一、南鞘町六左衛門店八郎左衛門申上候、私召仕善九郎与申、年十七才ニ罷成候者、麻布三十間町門介与申者請人ニ而十年季ニ給金壹兩借シ召仕候処、先月廿九日ニ欠落仕候間、今日越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

辰九月七日

一、南鞘町善太郎店武太夫申上候、私召仕又右衛門与申、年三十才ニ罷成候者、南鍋町七郎右衛門店七右衛門請人ニ而金貳両三分之取替ニ而先月十日ヨ巳三月迄ニ相定、召仕候処、去ル六日之夜取逃仕候

花色縮緬沓反、紋所じやノ目裏淺黄羽二重一反、花色飛沙綾沓反、藍みるちやかと絹一反、黒飛沙綾一反、淺黄羽二重一反、小紋単羽織沓つ、かば色茶丸沓文九尺、かば紬一疋、もへぎ茶宇嶋袴沓、裏煤竹色茶丸、右何レも御屋敷方預り物盗出シ取逃仕候間、今日 越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰九月廿二日

一、南鞘町九助店大工長兵衛申上候、私弟子勸左衛門与申、年廿一才ニ罷成候、生国上総之者、則国元請ニ而十年季ニ召仕候処、給金沓貳貳分借申候、去ル十五日之朝夕宿ヲ罷出、帰不申候間、今日 越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰十月二日

一、南塗師町喜左衛門店大工孫兵衛申上候、私召仕庄之助与申、年十八才ニ罷成候、在所きりうノ者、則在所ニ而請取召仕候処ニ先月廿九日欠落仕候間、伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰十月十一日

一、南鞘町与惣兵衛店長五郎申上候、私弟平八与申、年廿才ニ罷成候、不見届者ニ付、母并伯父一同ニ

今日 伊豆守様江申上、両御帳ニ付勘当仕候

辰十月十五日

一、南伝馬式丁目三郎兵衛店桶や杓左衛門申上候、私召仕次郎兵衛与申、年廿才ニ罷成候者、牛込つ
く戸明神前又兵衛店加右衛門請人ニ而卯ノ九月ノ十年季ニ相定、給金壹兩式分借シ召仕候処、引負金
式朱錢貳貫五百文有之処、去ル十二日欠落仕候ニ付、今日 伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰十月廿三日

一、松川町式丁目勘兵衛店四郎兵衛申上候、私寄子かや与申女、年四十五才ニ罷成候、則私請ニ立、
上横町権右衛門方江奉公ニ出置候処ニ当十九日主人方ヲ欠落仕候間、今日 伊豆守様御番所江申上、
両御帳ニ付申候

同日

一、南塗師町与兵衛店三郎兵衛申上候、私出居兼三五郎与申、年三十二才ニ罷成候者、去ル廿一日欠
落仕候間、今日 伊豆守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰十一月五日

一、南塗師町玄意店作左衛門申上候、私召仕安兵衛与申、年十九才ニ罷成候者、生国相州、請人ハ岡
崎町藤兵衛店伝十郎与申候、当七月ノ十年季ニ給金貳兩借シ召仕候処、去ル三日ニ欠落仕候間、今日
越前守様御番所江申上、両御帳ニ付申候

辰十一月十日

一、松川町式丁目善右衛門店清兵衛申上候、私召仕三左衛門申者、引負金五拾四兩三步余有之候処、去ル八日ニ欠落仕候間、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候

同日

一、南鞘町六郎兵衛店八兵衛申者、去ル四日之夜ハ罷出、帰り不申ニ付、越前守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候、諸道具闕所ニ被仰付候へ共、不残運出シ會而無之ニ付、其段申上、家主五人組証文差上候而目錄ハ不差上候

辰十一月廿四日

一、南伝馬式丁目家主吉藏前江昨廿三日之夜、道心者体之者參、倒レ罷在候ニ付、町人出合様子相尋候処ニ、其身名を梅源申候由、昨晚方下谷池之端東円寺申禪寺ハ罷出候、芝四丁目横町伊勢屋四郎兵衛方江罷越候処ニ道ハ煩付候由申候ニ付、越前守様御番所江御訴申上候得ハ下谷東円寺江罷遣候様ニ被仰付候間、人遣候処ニ、当十九日迄指置候得共、重テ參間數旨申含返シ申候由申、中々引請候様子ニ無之候、此段御番所江申上候得者則四郎兵衛方江御差紙付被召出、梅源と対決有之、御詮儀之上、梅源ヲ四郎兵衛方江御預ケ被遊、引渡申候

梅源年四十六才、生国佐倉之者

辰十二月廿二日

一、南伝馬式丁目三郎兵衛店籠屋五兵衛申上候、私召仕次郎兵衛与申、年廿才ニ罷成候者、橋本町三丁目新兵衛店ニ而金左衛門請人ニ取、八年季ニ給金老兩式分式朱借シ召仕候処、昨日欠落仕候ニ付、伊豆守様御番所江申上、兩御帳ニ付申候